環境省関東環境事務所・日本環境アセスメント協会 「再エネ早期導入と適切な環境配慮の両立推進セミナー」 2021年2月22日(月)13:00~

再生可能エネルギー導入に伴う 環境アセスメント制度の課題

~再エネ導入と環境配慮の両立に向けて~

法政大学社会学部教授 環境アセスメント学会常務理事 環境省環境影響評価制度小委員会 委員

田中充

©Mitsuru Tanaka

1

目 次

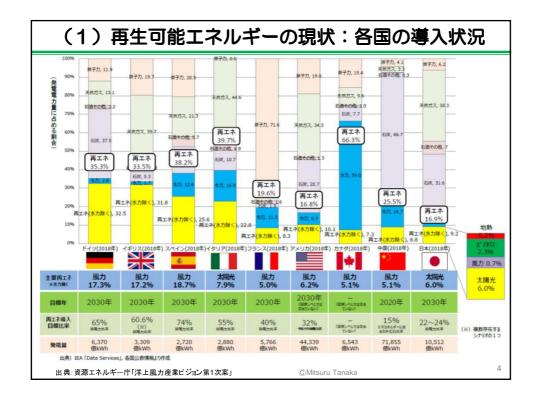
- 1. 再生可能エネルギーと環境アセスメント手続 再生可能エネルギーの導入、環境アセス制度の目的、対象事業、 環境要素・項目、主な手続
- 2. 風力発電事業への環境アセスメントの実施 風力発電事業の概要、導入実績、主な環境影響、洋上風力発電への 環境アセスメント手続
- 3. 太陽光発電事業への環境アセスメントの実施 太陽光発電事業の概要、導入実績、主な環境影響、太陽光発電への 環境アセスメント、小規模事業における環境配慮ガイド
- 4. 再エネ導入に伴う環境アセスの活用に向けた課題 風力発電ゾーニング制度、小規模事業・自主アセス、アセス図書 の情報交流 など

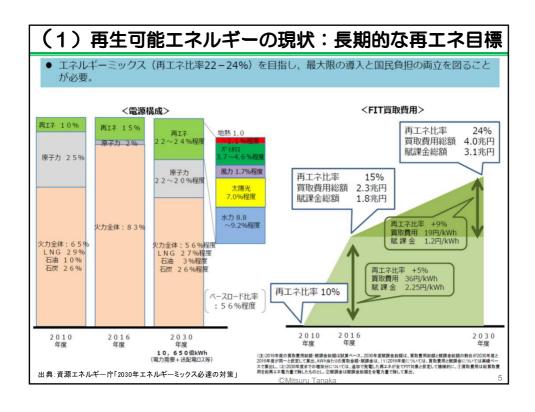
©Mitsuru Tanaka

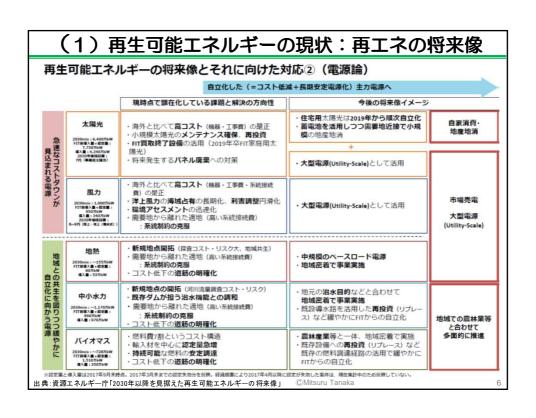
1. 再生可能エネルギーと環境アセスメント手続

- (1) 再生可能エネルギー導入の現状
- (2)環境アセスメント制度:目的及び対象事業
- (3) 環境影響評価法が対象とする環境要素と影響要因
- (4) 環境影響評価制度の主な手続
- (5) 発電所アセスの流れ:手続の特例
- (6)環境アセスメント技術:調査・予測・評価
- (7) 事業種別の法手続の実施状況

©Mitsuru Tanaka







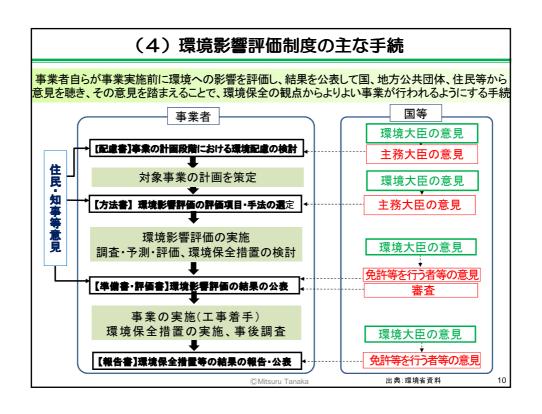
(2)環境アセスメント制度:目的及び対象事業

環境影響評価法の規定:「環境影響評価」とは、事業(特定の目的のために行われる一連の 土地の形状の変更並びに工作物の新設及び増改築をいう。)の実施が、環境に及ぼす影響 (当該事業の実施後の土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他 の人の活動が当該事業の目的に含まれる場合には、これらの活動に伴って生ずる影響を含 む。)について、環境の構成要素に係る項目ごとに調査、予測及び評価を行うとともに、これら を行う過程においてその事業に係る環境の保全のための措置を検討し、この措置が講じられ た場合における環境影響を総合的に評価することをいう。

- 1. 道路 ①高速自動車道路、②首都高速道路、③一般国道、④大規模林業圏開発 林道
- 2. 河川 ①ダム、堰、②放水路、湖沼開発
- 3. 鉄道 ①新幹線鉄道、②鉄道、軌道
- 4. 飛行場
- 5. 発電所 ①水力発電所、②火力発電所、③地熱発電所、④原子力発電所、 ⑤風力発電所(2012年10月施行)、⑥太陽光発電所(2020年4月施行)
- 6. 廃棄物最終処分場
- 7. 埋立、干拓8. 土地区画整理事業
- 9. 新住宅市街地開発事業
- 10. 工業団地造成事業
- 11. 新都市基盤整備事業 12. 流通事業団地造成事業
- 13. 宅地(工業用地等を含む)造成の事業

(参考) 対象事業:法アセスと条例アセス、自主的な配慮 事業・計画の種類や規模、地域の状況等に応じ、 ✓ 法律に基づく環境アセスメント ✓ 地方自治体条例に基づく環境アセスメント ✓ 自主的な環境配慮 を適切に組み合わせて、 大 あらゆる事業・計画に環境配慮を促し、持続 可能な社会の構築に貢献していく 環境影響評価法 対象事業 事業の規 都道府県・政令市等の 条例対象事業 自主的な環境配慮:小規模環境アセス、環境 配慮チェックなど 事業の種類 多 出典:環境省資料に加筆 ©Mitsuru Tanaka





(参考)環境影響評価法手続の特例

- 1. 事業が都市計画に定められる場合
- ・事業者の代わりに、都市計画を定める都道府県等が手続を行う。
- ・環境アセスメントの手続は、都市計画を定める手続と併せて行う。
- ・環境アセスメントの結果は、都市計画に反映される。
- ・報告書手続は都市計画事業を実施する事業者が行う。

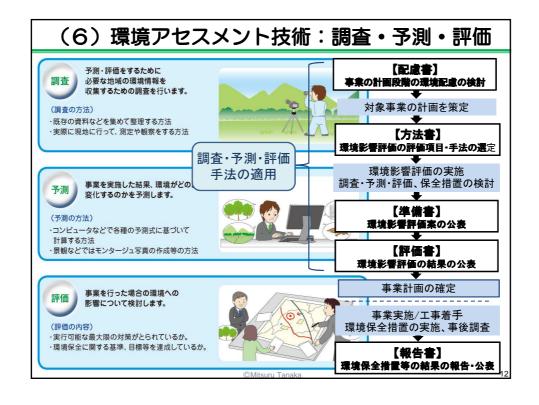
2. 港湾計画の場合

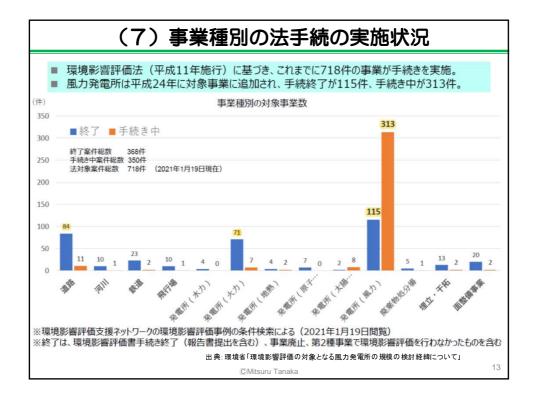
- ・事業ではなく、計画についての環境アセスメントで、港湾管理者が手続を行う。
- ・配慮書手続、スクリーニング手続、方法書手続、報告書手続は行われない。

3. 発電所の場合(発電所事業特例)

- ・方法書、準備書に対しても、国(経済産業省)は意見を述べる。
- ・環境省(環境大臣)は、配慮書と準備書段階で経産省に意見を述べる
- ・報告書手続は報告書の公表のみ。

©Mitsuru Tanaka



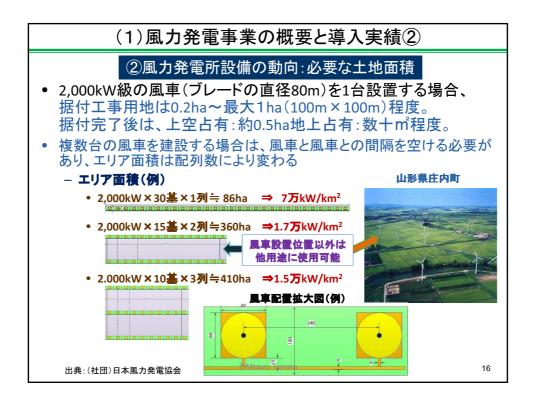


2. 風力発電事業への環境アセスメントの実施

- (1) 風力発電事業の概要と導入実績
- (2) 風力発電事業に係る主な環境影響
- (3) 風力発電事業の環境アセスメント
- (4) 洋上風力発電事業の環境アセスメント

©Mitsuru Tanaka

(1)風力発電事業の概要と導入実績① ①風力発電所設備の動向:大型化 • 近年の陸上風力の主流は、3,000kW~5,000kW ブレードの直径は100~120m(最頂部は150~180m) 洋上風力の主流は5.000kW~1万kW ブレードの直径は、120~150m(最頂部は180~200m) - 参考:エアバスA380は、主翼両端の長さが80m(2,000kW風車相当) 葛西臨海公園の観覧車は、直径が112m(4,500kW風車相当) 126 m Ø 112 m Ø Airbus A380 ng spa 80m 15 m Ø 2クラス仕様の場合: 約600席 8/10 MW 出典·(社団)日本風力発電協会

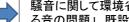




(2) 風力発電事業に係る主な環境影響

① 風力発電事業の主な環境影響:評価項目

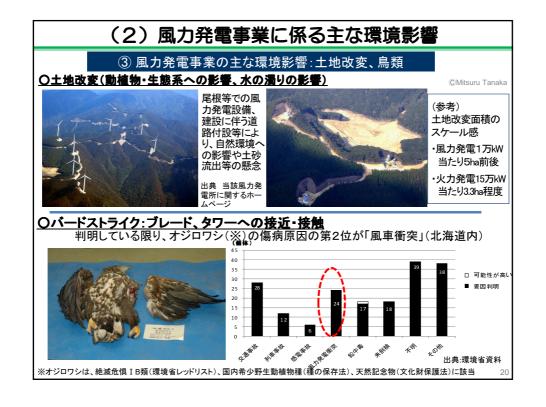
- 風力発電所建設に伴う主な環境影響の状況
- 1. 騒音・低周波音
 - ・近隣では、地域住民が**騒音・低周波音の苦情**を訴える問題が生じている。
 - ・風力発電所389か所(法制度化前の環境省調査)のうち騒音等に関する苦 情・要望書が提出されたものは64か所。
- 2. 鳥類への影響・バードストライク
 - ・鳥類が風車の羽根(ブレード)に衝突する事故が発生している。
- ・風力発電設備は相当の高さ(定格出力が1000kW~2000kWの風車ではタ ワー高さ60~80m、ブレード直径は60~90m)を有し、稜線上、海岸、岬、 高原等の**見通しの良い場所等に建設される場合**が多く、**景観問題**が生じ ている。
- 4. 土地改変 工事(工事道路等)による自然環境破壊
- 5. その他 シャドーフリッカー 等



騒音に関して環境省検討会が「騒音評価の目安」を公表、風車の騒音は「聞こえ る音の問題」。既設の風力発電の環境影響についてNEDOが実態把握を実施

©Mitsuru Tanaka

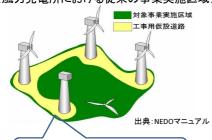
(2) 風力発電事業に係る主な環境影響 ② 風力発電事業の主な環境影響:騒音、景観 〇 景観 〇 騒音・低周波音 ▶64か所の風力発電所において苦情等が発生 近隣の住宅から見 ▶総出力別の苦情等の発生状況(最寄り苦情 た風力発電設備 者宅までの距離が600m以内): 「身近景観」(右) ●5,000kW~1万kW:27%で苦情等が発生 ●1万kW~1.5万kW:38%で苦情等が発生 「眺望景観」で複数 •1.5万kW~2万kW:44%で苦情等が発生 の風力発電所が視認される例(下) •2万kW~3万kW:69%で苦情等が発生 ▶風力発電所から最寄り住宅までの距離: •300m未満:107か所(28%) •300m~500m:91か所(23%) •500m~1,000m:112か所(29%) •1,000m以上: 72か所(19%) A風力発電所 □20kW以上 ~500kW未満 50 D風力発電所 B風力発電所 C風力発電所 (いずれも愛媛県佐田岬)_{©Mitsuru} Tanaka 出典 環境省



(3) 風力発電事業の環境アセス:評価範囲と項目選定等

【環境アセスの対象範囲】

<風力発電所における従来の事業実施区域>



これに加え、他の発電事業と同様に 取付道路や土捨て場を含める

- 供用時の影響に限定せず、工事に伴う 環境影響も対象とする。
- 環境影響を受けるおそれのある周辺地 域を広く設定して、意見聴取を行う。

【評価項目の具体例】







シャドーフリッカ





植物、生態系

• 地域特性等に応じて評価項目を 絞り込み、効果的・効率的な環境 <u>アセス</u>を行う。

©Mitsuru Tanaka

21

(3) 風力発電事業の環境アセス:調査・予測・評価①

① 騒音・低周波音

住宅Bは、住宅Aよりも風に伴う自然の音に ついて調査・予測地点に含める



住宅 B. 出典 風力発電の環境影響評価に関するガイド(フランス)

- ・調査手法:原則として四季に測定、施設が稼働 する風況調査。騒音レベル(A特性音圧)測定。
- ·<u>測定手法</u>:影響が最大となる風況下で実施。
- ・評価手法:環境基準が類型指定されている地 域では環境基準の基づき評価。環境基準が設 定されていない地域では「**指針**」に基づき評価。 ▶現況騒音からどの程度騒音が増加するかに
- ついて評価。 事後調査:必要に応じて、騒音・低周波音の発
- 生状況、住宅等での受音状況、住民等への影 響を把握し、適切な対策を検討。

2 景観

風力発電設備の可視領域の予測の例

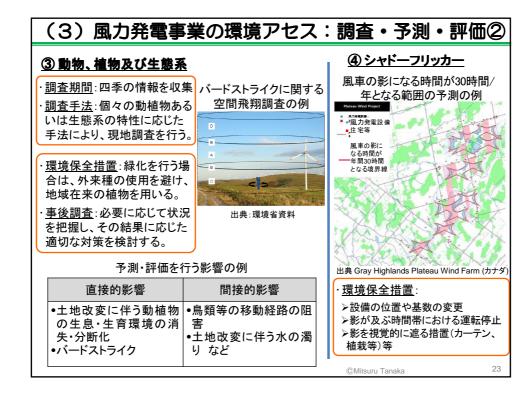


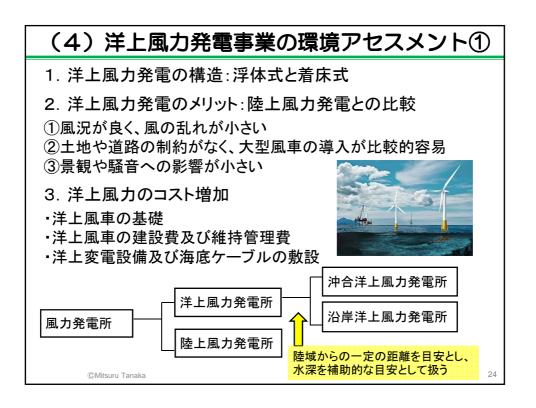


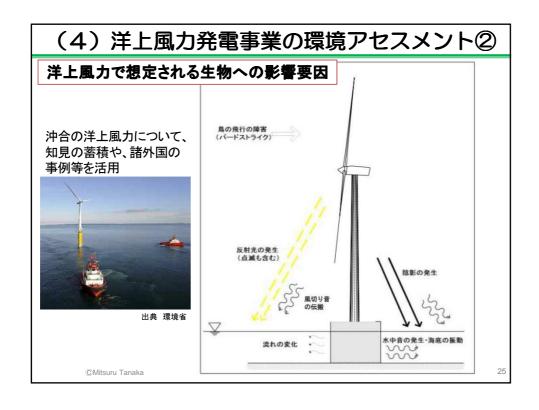
出典 Whistling Ridge Energy Project(米国)

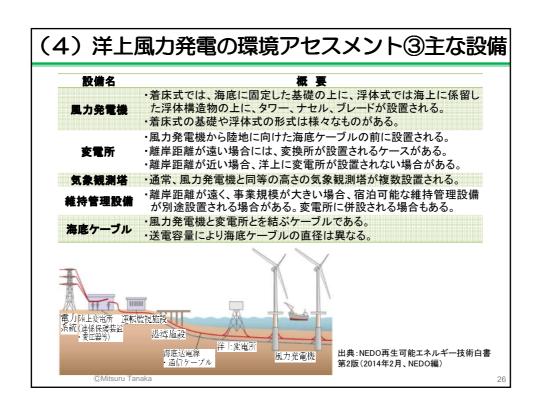
- 調査地域:周辺に自然公園等がある場合、これ らの区域内「眺望点」から見た「眺望景観」への 影響を調査
- 自然環境と一体をなしている歴史的・文化的な 景観資源も調査
- 環境保全措置:風力発電設備の配置、高さ、色 彩等についての配慮等

©Mitsuru Tanaka









(4) 洋上風力発電の環境アセスメント④再エネ海域利用法

<再エネ海域利用法・促進区域の指定>

- 〇海洋施策との調和を図りつつ洋上風力発電整備の海域利用を促進するため、基本方針の策定、促進区域の指定、当該区域内の海域の占用等に係る計画の認定制度の創設等の措置を講ずる「海洋再生可能エネルギー参言設備の整備に係る海域の利用の保護に関する注象」が2018年11日成立、2019年4日1日に施行
- ルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律」が2018年11月成立、2019年4月1日に施行。 〇再エネ海域利用法に基づき、2019年12月に長崎県五島市沖を初の促進区域に指定、2020年6月から事業 者の公募を開始。秋田県能代市、三種町及び男鹿市沖、秋田県由利本荘市沖(北側・南側)、千葉県銚子市沖についても2020年7月に促進区域に指定、2020年11月から事業者の公募を開始。
- ○新たな有望な区域として、2020年7月に秋田県八峰町・能代市沖を含む4か所を公表。

<促進区域の指定プロセス>

①国(経済産業大臣・国土交通大臣)による既知情報収集:有望な区域選定のための情報収集 A.都道府県知事からの情報収集(要望聴取)
B.その他の情報収集

②第三者委員会の意見も踏まえ、有望な区域を選定

③協議会を設置し、利害関係者を含めて促進区域案について合意

④第三者委員会における促進区域の基準への適合性評価を踏まえ、促進区域案を決定

⑤公告、関係行政機関の長への協議等を経て経済産業大臣及び国土交通大臣が促進区域を指定

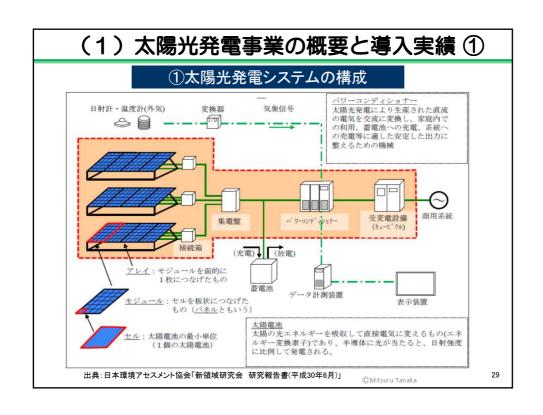
©Mitsuru Tanaka

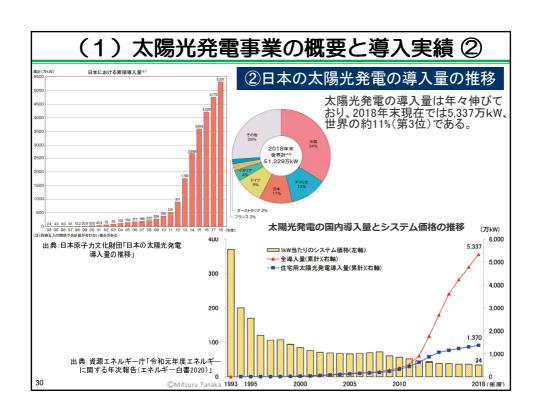
27

3. 太陽光発電事業への環境アセスメントの実施

- (1) 太陽光発電事業の概要と導入実績
- (2)太陽光発電事業に係る主な環境影響
- (3) 太陽光発電事業の環境アセスメント
- (4) 小規模発電事業における環境配慮ガイドライン
- (5) 太陽光発電の環境影響に対する自治体の取組

©Mitsuru Tanaka





(2)太陽光発電事業に係る主な環境影響 ①

①太陽光発電事業への環境アセスメント導入の経緯

- 太陽光発電事業の実施に伴う土砂流出や濁水の発生、景観への影響、動植物の生息・生育 環境の悪化などの問題が生じている事例が発生。(参考1)
- 一部の地方公共団体では、太陽光発電事業について条例によって環境影響評価を義務づけ。 (参考2)
- 環境影響評価法では、太陽光発電事業は対象事業とされていない。

「太陽光発電施設等に係る環境影響評価の基本的考え方に関する検討会報告書(2019年3月)」



環境省の中央環境審議会において、太陽光発電事業に係る環境影響評価の在り方について検討が行われた結果、上記のような全国的な問題の顕在化を踏まえて、既に法対象となっている事業と同 程度以上に環境影響が著しいと考えられる大規模な太陽光発電事業については、アセス法の対象 事業とすべきとされた。

中央環境審議会「太陽光発電事業に係る環境影響評価の在り方について(答申)」(2019年4月)



中環審答申を受け、アセス政令が改正され、環境アセス対象事業として太陽電池発電事業が追加 (令和元年7月公布、令和2年4月施行予定)。

©Mitsuru Tanaka

(2)太陽光発電事業に係る主な環境影響 ②



森林を伐採し人家背後に設置される例



100haを超える大規模事例



水上への設置例 出典: https://www.kyocera.co.jp/topics/2018/0301_yama.html 出典: https://www.ihi.co.jp/ihi/all_

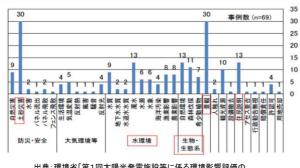


埋立地への設置例 Il news/2013/infrastructure_offshore/2013-11-04/index.htm

(2)太陽光発電事業に係る主な環境影響 ③

③太陽光発電事業の環境保全の問題点

近年の報道状況(平成28年1月1日~平成30年7月11日の新聞報道より集計)から、太陽光発電事業における環境保全等に係る主な問題点として、 土砂流出の懸念のほか、景観、濁水・水質、生物・ 生態系への影響の懸念、住民説明不足が挙げられる。 太陽光発電施設による環境影響として、土砂流失(特に斜面地の場合)、景観、水の濁り、 騒音、反射光、生物・生態系等があげられる



出典:環境省「第1回太陽光発電施設等に係る環境影響評価の 基本的考え方に関する検討会」

景観を阻害する太陽光発電施設



出典:環境省「第1回太陽光発電施設等に係る環 境影響評価の基本的考え方に関する検討会」

© Mitsuru Tanaka

33

(3) 太陽光発電事業の環境アセスメント ①

①太陽光発電と地域特性:スクリーニングの際の地域特性の視点

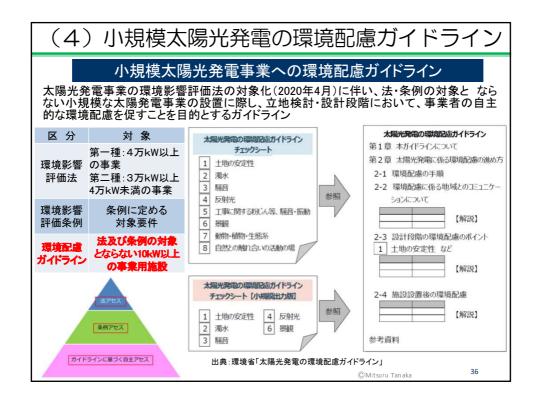
- アセス法においては、第2種事業について、地域特性を考慮した上で(第1種事業と同様の)環境影響評価を実施すべきかどうかを判定することになっている。
- その判定において地域特性を考慮する際、以下の考え方を基本とすることが適当である。

地 域	環境影響評価の実施に係る判定の考え方
人為的な影響の比較的低い 地域	大規模な森林の伐採等に伴い、水の濁り、斜面地で事業を実施することによる土地の安定性への影響、動植物の生息・生育環境の消失等、環境への影響が著しくなる恐れがあり、環境影響評価を実施すべき。
人為的な影響の比較的高い 地域 (施設の敷地等)	環境影響は小さいと考えられる。ただし、住宅地の近隣に設置する場合にあっては、供用時の騒音等の観点から環境影響評価を 行うべき。
建物の屋上や壁面(構造物と一体的に設置する場合	施設の敷地等での設置に比べて、更に環境影響は小さいと考えられる。

出典:中央環境審議会「太陽光発電事業に係る環境影響評価の在り方について(答申)」をもとに作成

©Mitsuru Tanaka

(3)太陽光発電事業の環境アセスメント②		
②環境影響評価の項目(発電所アセス省令21条関係)		
影響要因	環 境 要 素	
工事の実施	 ● 建設機械の稼働及び工事用資材等の搬出入に伴う大気質(粉じん等)・騒音・振動 ● 造成等の施工による一時的な水の濁り ● 造成等の施工による一時的な動物・植物・生態系への影響 ● 工事用資材等の搬出入による人と自然との触れあい活動の場への影響 ● 造成等の施工による一時的な産業廃棄物・残土への影響 	
設備の存在及び供用	 ● パワーコンディショナからの騒音 (※1) ● 土砂流出に伴う水の濁り ● 重要な地形・地質への影響 ● 斜面崩壊など土地の安定性への影響 ● 太陽光パネルからの反射光による影響 (※1) ● 動物・植物・生態系への影響 ● 景観・人と自然との触れあい活動の場への影響 ● 工作物の撤去又は廃棄が予定される場合、必要に応じ撤去に伴う廃棄物 (※1) 	
※1 太陽光発電事業特有の環境影響評価項目 出典:中央環境審議会「太陽光発電事業に係る環境影響評価の在り方について(答申)」をもとに作成		
	©Mitsuru Tanaka 35	



(5) 太陽光発電の環境影響への自治体の取組

・地方自治体では、国の太陽光発電の法アセス対象化の動きを受けて、環境影響評価条例において太陽光発電の対象化を実施している。条例の対象規模要件として、新たな土地の造成事業等として5~20haなどの要件を設定するケースが多い。

・一部の自治体では、**再工ネ発電事業**を実施する際に、次のような都道府県知事や市町村長の認定等を求める条例が策定されている。

■ <u>静岡県富士宮市: 富士山景観等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との</u> 調和に関する条例(2015年7月1日施行)

- 世界遺産の富士山等の景観や自然環境等と再生可能エネルギーの調和を図る必要性。
- → 一定規模以上の太陽光・風力発電事業を実施しようとする場合は、市長への届出と市 長の同意が必要 ※ 景観保護上重要な区域については、市長は原則同意しない。
- ■兵庫県:太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例(2017年7月1日施行)
- 景観の阻害、太陽光パネルの反射光による住環境の悪化、土地の形質変更に伴う防災機能の低下、近隣住民への説明不足等によるトラブルに対応する必要性。
- → **一定規模以上の太陽光・風力発電設備を設置**しようとする際は、**知事への届出**が必要
- ■**和歌山県:太陽光発電事業の実施に関する条例**(2018年6月22日全面施行)
- 山林や傾斜地を開発する太陽光発電事業計画の増加による防災上の問題、環境面や景観面での悪影響や、近隣住民への説明不足等によるトラブルに対応する必要性。
- → 一定規模以上の太陽光発電事業を実施しようとする場合は、知事の認定が必要。

37

4. 再エネ導入に伴う環境アセスメントの活用に向けた課題

- (1)環境アセスメント制度の当面の課題
- (2) 風力発電事業に係るゾーニング活用
- (3) 小規模事業の取り扱い「自主アセス」の実施
- (4) アセス図書の情報交流の拡充:図書の公開

38

©Mitsuru Tanaka

(1)環境アセスメント制度の当面の課題

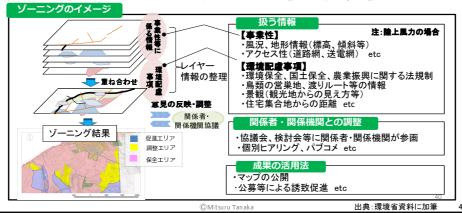
- 〇環境アセス制度の効果的な実施に向けた課題:次の法制度改正等
 - ①上位の計画段階環境アセス、SEA制度の検討 再エネ導入拡大に向けた風力発電ゾーニングの制度化
 - ②法対象事業種の見直し検討 CCS、大規模防潮堤等の対象事業種の拡大 風力発電の規模要件の再検討
 - ③小規模事業の取扱いの検討 自主的・簡易アセス(火力発電、太陽光発電)の推進 スクリーニングの柔軟な活用
 - 4アセス図書の情報交流の拡充の検討 アセス図書の公開
- ⑤審査結果のフォローアップの推進 環境大臣意見の許認可等への反映確認
- ⑥環境影響評価の技術手法等の調査研究 海域の環境情報整備、プラスの環境影響、気候変動への適応等

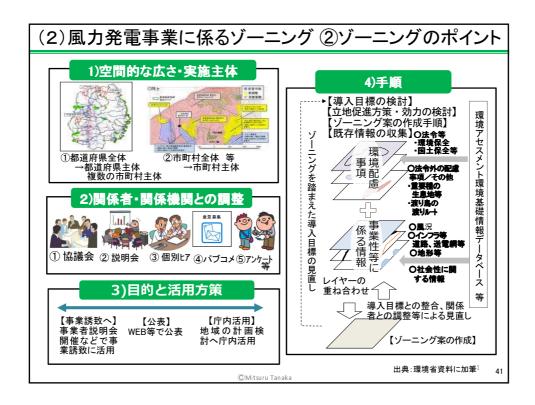
© Mitsuru Tanaka

29

(2)風力発電事業に係るゾーニング活用①

- ○風力発電事業は、騒音やバードストライク等の環境影響や地元の反対意見等が問題となる ことがあり、環境アセスメント手続に時間を要することがある。
- ○環境省では、**事業計画が立案される前の早期の段階で、地方自治体主導で関係者の協議** <u>のもと、導入促進エリア、環境保全優先エリア等を設定する「ゾーニング」</u>を促進。平成28年 度から風力発電に係るゾーニング手法検討モデル事業を10地方自治体において実施。<u>平成</u> 30年3月「風力発電に係る地方公共団体によるゾーニングマニュアル」を策定・公表。
- 〇ゾーニングを踏まえた事業計画の立案により地元の理解が得られやすくなり、環境アセスの 審査期間、調査期間の効率化短縮化が見込め、風力発電の円滑な導入を促進。





(3)小規模事業の取り扱い「自主アセス」の実施

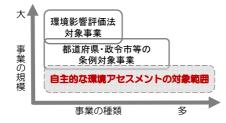
「環境アセスメント」は、事業実施に当たって事業・計画に環境保全を組み込むための 重要な手段

- ✓ 事業の環境面における影響とその最小化のための努力・取組を明確にし、可視化できる
- ✓ それらの情報を提供することが、人々の安心や信頼につながる

【事業者にとっての効果】

事業者の社会的評価を高めることにつながり、CSRに関する取組を社会的にアピールする上で有効

- ✓ 「地方公共団体の環境影響評価制度の枠組みを活用することによって、準備書の公表や説明会の開催に関する周知が十分にでき、本事業における環境配慮の取組や事業自体に対する理解がより深まった」
- 「公告・縦覧や説明会の開催等を通じて、事業に対する地域住民や有識者等の理解が進み、事業の円滑な実施につながった」



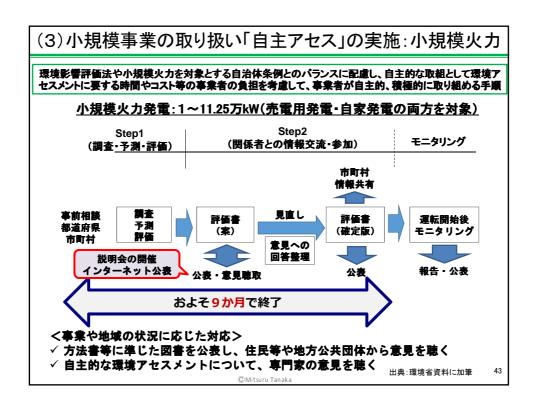
事業・計画の種類や規模、地域の状況等に 応じ、

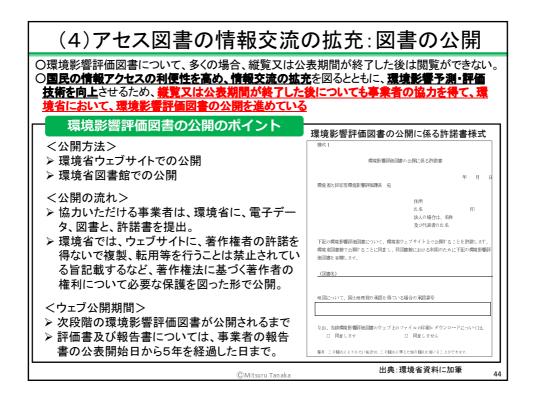
- ✓ 法律に基づく環境アセスメント
- ✓ 地方自治体条例に基づく環境アセスメント
- ✓ 自主的な環境アセスメント

を適切に組み合わせて、あらゆる事業・計画 に環境配慮を促し、持続可能な社会の構築 に貢献していくことが重要

©Mitsuru Tanaka

出典:環境省資料に加筆 42





ご清聴、ありがとうございました

(主な参考・引用文献)

- ・環境省総合環境政策局、2011年「風力発電施設に係る環境影響評価の基本的考え方に関 する検討会 報告書」
- ・環境省、2018年「環境影響評価法に基づく基本的事項に関する技術検討委員会 報告書」
- 環境省、2018年「環境影響評価図書の公開について」
- ・環境省、2018年「第1回太陽光発電施設等に係る環境影響評価の基本的考え方に関する 検討会 資料」
- ・環境省、2019年「環境影響評価法を巡る最近の動向」
- ・環境省、2020年「風力発電に係る地方公共団体によるゾーニングマニュアル(第2版)」
- ・環境省、2020年「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」
- ・環境省、2020年「再エネ海域利用法に基づく制度と環境影響評価手続について」
- ・経済産業省、2019年「太陽光発電事業に対する環境影響評価手続の創設について」
- ・資源エネルギー庁、2017年「2030年エネルギーミックス必達の対策」
- ・資源エネルギー庁、2018年「2030年以降を見据えた再生可能エネルギーの将来像」
- ・資源エネルギー庁、2020年「令和元年度エネルギーに関する年次報告」
- ・資源エネルギー庁 洋上風力の産業競争力強化に向けた官民協議会、2020年「洋上風力産 業ビジョン(第1次)(案)」
- ・中央環境審議会、2019年「太陽光発電事業に係る環境影響評価の在り方について(答申)」₄₅